

平成 24年 7月 制定
編集委員会

環境放射能除染学会誌広告掲載規程

第1条 広告掲載の趣旨

環境放射能除染学会（以下、本会という）が刊行する学会誌、講演論文集、その他出版物、ホームページ等（以下、刊行物等という）に掲載される広告（以下「広告」という）は、「環境放射能問題の解決に貢献し、もって我が国の除染に寄与する」ことに沿った内容でなければならない。広告の趣旨に立脚し、成果を含めた広告媒体の意義を推進するべきである。

第2条 広告の体様等

広告は、本会の品位を損なわない、掲載にふさわしい体様のものでなければならない。事実を偽ったり、読者に誤った理解や印象を与えたりするおそれのある内容を含んではならない。

第3条 広告主と本会との関係

広告主は掲載された広告につき、本会、読者その他の第三者に対し、直接にその責任を負う。本会は広告を掲載することによって、広告の内容その他その広告に関してこれを推奨したり、奨励したりしてこれに関与するものではない。

第4条 広告審査

広告掲載にあたり、その広告内容が本規程、広告に関する一般法令、公私広告基準その他の社会規範に反し、または反するおそれありと認められた場合には、当該広告を掲載する刊行物等の担当委員会等は広告審査会を設置し、広告審査会は当該広告の審査を行う。審査によって掲載不相当と判断された広告は、掲載を拒否するものとする。

第5条 広告掲載手続

学会誌に掲載を希望する広告主は、本会へ広告掲載申込み手続きをとるものとする。

以上